明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○裁判官の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（最高裁一二）　一
○共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則（同一三）　四
○家事事件手続規則及び民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則（同一四）　四
〔告示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務一五五）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通五五四）
○旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき適性診断及び講習の実施機関より代表者の氏名変更の届出があった件（同五五五～五五八）
○旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき適性診断の実施機関より廃止の届出があった件（同五五九、五六〇）
○道路に関する件（東北地方整備局六七）
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件（関東地方整備局一九九）
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更する件（同二〇〇）
○道路に関する件（北陸地方整備局四六、四七）
○道路に関する件（九州地方整備局六四～六六）
○道路に関する件（北海道開発局七二～七七）
〔国会事項〕
内閣　法務省　最高裁判所
〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所
〔皇室事項〕
諸事項
〔官庁報告〕
官庁事項
指定保安検査機関の指定に関する公示（中部近畿産業保安監督部、九州同）
〔公告〕
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
会社その他

最高裁規則

最高裁判所規則第十二号

裁判官の報酬等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年五月十三日

最高裁判所

裁判官の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

裁判官の報酬等に関する規則（平成二十九年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

第七条　令和四年六月に支給する期末手当の額は、第十二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる裁判官の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一　最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官　百六十七・五分の十

二　判事及び報酬法第十五条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事　六十七・五分の十

三　報酬法別表判事補の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から九号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事　百七・五分の十五

四　報酬法別表判事補の項五号から十二号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項十号から十七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事　百二十七・五分の十五

2　令和三年十二月に検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）その他の最高裁判所の定める法令の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる裁判官の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものとの権衡を考慮して最高裁判所の定める」とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所規則第十三号

共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則を次のように定める。

令和四年五月十三日

最高裁判所長官　大谷　直人

共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　共有に関する非訟事件（第五条―第八条）
第三章　土地等の管理に関する非訟事件（第九条―第十六条）
附則

第一章　総則

（申立ての方式）

第一条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第二編第三章第三節（同法第二百六十二条の規定を除く。）から第五節までの規定及び表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）の規定による非訟事件の手続に関する申立て、届出及び裁判所に対する報告は、特別の定めがある場合を除き、書面でしなければならない。